

行政改革推進本部専門調査会（第9回）議事概要

1 日時

平成19年4月24日（火）13:00～14:25

2 場所

総理官邸3階南会議室

3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長）、清家篤（座長代理）、薄井信明、内海房子、岡部謙治、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、西村健一郎、松本英昭、丸山建藏、御厨貴

（政府）

渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、林芳正内閣府副大臣、福井良次行政改革推進本部事務局長、株丹達也行政改革推進本部事務局次長、戸谷好秀総務省人事・恩給局長、上田紘士総務省自治行政局公務員部長、金子順一厚生労働省政策統括官、川村卓雄人事院事務総局総括審議官

4 議事次第

（1）開会

（2）渡辺公務員制度改革担当大臣挨拶

（3）「論点の柱立て」について意見交換

（4）「専門調査会における議論の整理」について意見交換

（5）今後の進め方について

（6）閉会

5 議事の経過

冒頭、渡辺公務員制度改革担当大臣より、以下の旨の挨拶があった。

委員各位におかれては御多忙のところ御参集頂き感謝する。公務員制度改革は安倍内閣が改革の対象とする戦後レジームからの脱却の中核である。本日閣議決定、明日国会提出予定の国家公務員法改正においては、能力・実績主義と再就職規制を内容とするが、他の課題については、次期通常国会において、プログラム法案を提出することを予定している。政府・与党合意についても本日閣議決定の予定であるが、パッケージとして検討すべき課題については、総理の下に有識者からなる検討の場を設け、専門スタッフ職の実現、公募制の導入、官民交流の抜本的拡大、定年延長を含む採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進めることとしている。また、労働基本権については、専門調査会の審議を踏まえ引き続き検討することとされており、今後とも議

- ・（今後の作業）において、団体交渉権と協約締結権とは違うものであり、協約締結権の前に団体交渉権と書くのではないか。
- ・（改革の方向性）において、基本権のあり方は立法政策の問題としているが、判決で立法政策の問題として書かれているものはないはずである。立法政策とすると逆に基本権を幾ら制約しても良いというようにも読める。
- ・ 専門調査会は政労協議の積み重ねの結果つくられたものであり、労働基本権を含む公務員の労使関係の問題について「改革の方向」というのは曖昧な言い方になっている。付与する方向は明確にすべきであるが、検討すべき問題は多々あるので、例えば、労使関係の問題についても、基本権は付与する方向で、その範囲や付帯条件を明確にすべき、といった表現に変えるべきではないか。
- ・ 今の指摘に関し、今年の秋までに何らかの方向を出すということであれば、明確に書いた方がシミュレーションもやりやすいのではないか。
- ・ 専門調査会を発足させた政労協議からの流れとして、公務員の労使関係の改革、基本権付与拡大の方向で検討を行うということを明確にすべきである。
- ・ 政治的スケジュールは非常に早いので、座長のメッセージとしては、基本権を付与すると、また中身についても具体的に記して頂きたい。
- ・ このペーパーの性格は、これまでの議論の整理ということであり、これまでの議論の中で付与すべきとして議論が進んできたと思わない。今までの議論をバランス良く整理した場合には、このペーパーでも多少踏み込んだ内容ではないか。結論はシミュレーション等の結果によると思うので、これまでの議論の整理という観点からするとこれくらいが限度ではないか。
- ・ 現業職員には協約締結権、非現業にも交渉権があり、基本権が付与されていないという前提で書くことになるのはおかしいのではないか。また、締結権を付与した場合に、自治体は何の標準もないという仕組みは難しい。そのような実態的なことを検討しておくことが必要である。
- ・ 基本権のあり方については様々な種類があって、どういう問題が起こるかについて更に具体的な検討をして考えようというところまでは前回相当合意の形成があったのではないか。その意味で労働基本権を含む公務員の労使関係の問題の議論・検討と表現されているのではないか。
- ・ 協約締結権が制約されていたために、考えられないような労使関係や約束ができたりしている。覚書問題などをこれからどう考えるのかが一つの課題であり、基本権という言葉だけで次につながるというのは不自然である。ヒアリングの際に、労使関係はうまくいっているという説明が多かったが、今の労使関係や慣行が問題ないということでのよいのか、もう一度洗い直す必要がある。
- ・ 改革の方向で基本権の制約を取り外して見直していくというシミュレーションを行うべきである。ヒアリングでは、良好な労使関係が築かれているということであったが、制約の中で良いものにしようとする労使双方が真剣に議論してきた結果である。一方で、「国民への不信感も強く、主権者である国民への説明責任が不十分である」との指摘は組合としてしっかり受け止める必要がある。

労使だけで良好な関係であると思っけていても、社会から見て閉鎖的で身内だけの論理に陥っているということもあつたと思うので、お互いが当事者能力をもつて確認されたことについては、きちんと説明責任を持つことが必要である。

- ・ 座長の案はよくまとまつており、整理としてはこれで良いのではないか。基本権を与えたときにどうなるかをシミュレーションするといつており、最初から結論ありきではなく、出てきた問題を検討して克服できるものであれば従来の考えを変えられるということにしないとシミュレーションの意味がない。現段階においては、今の案は議論の整理として妥当性が高いのではないか。
- ・ 座長が様々な客観的な視点からペーパーをまとめられた、という側面もある。今の議論を含めて座長に一任するということが良いのではないか。また、一方的関係から双方向の労使関係にすべきと申し上げてきており、労使協議についてもシミュレーションで議論して頂きたいということをつけ加えておきたい。座長より、労使協議をどう考えるかについてはシミュレーションでも考えたい。交渉権については文言を考えたい。最高裁判決に関する指摘については、表現を変更したい。(改革の方向性)の最後の項目について、労使関係の改革についてニュアンスの違いはあるものの当事者が言っていることで良いという人は誰もいないと思うが、一方で、我々の議論が何をどうするかという話の段階にはまだ入っていないと認識している。その意味で、ここを変えると延々議論が出てくることも考えられるので、変更しないということでご理解頂きたい。御意見はテークノートさせて頂き、第2ラウンドで引き続き議論したい。若干修正を行うが、まとめる作業は私と座長代理に任せて頂いて至急結果をお伝えするとともに公表したい、との説明があつた。

今後の進め方について、事務局より資料4に沿つて説明があつた後、各委員から以下のような意見があつた。また、「シミュレーション検討グループの設置について(案)」が原案どおり決定された。

- ・ 資料やデータの公開をお願いしたい。また、何回か本会議と往復があるかもしれないが、要所要所でまとまっていなくても途中経過を議論のたたき台として提示して欲しい。

また、座長より、5月以降の本会議の進め方について、シミュレーション検討グループからの報告があれば、それを議論するが、そのほか、関係省庁からのヒアリングや「論点の柱立て」のうち、重大な項目について議論したい、との説明があつた。

次回は、5月23日(水)午後4時より開催することとされた。

以上

<文責：行政改革推進本部事務局(速報のため事後修正の可能性あり)>